

みなかみ町

第5期障害者計画

令和3～5年度



みなかみ町

目次

第 5 期 障 害 者 計 画

第 1 章 計 画 策 定 の 概 要

1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の性格・位置づけ	3
(1) 計画の性格	3
(2) 計画の位置づけ	3
3. 計画策定にあたって	4
4. 計画の策定体制	5
5. 計画期間	6

第 2 章 み な か み 町 に お け る 障 害 児 者 を 取 り 巻 く 現 状

1. 人口の推移	7
(1) 人口の推移	7
2. 障害児者の状況	8
(1) 障害児者数の推移	8
(2) 障害別の状況	9
(3) 障害児の就学状況	11
3. サービスの支給決定状況	12
(1) 障害福祉サービス	12
(2) 障害児福祉サービス	13

第 3 章 基 本 構 想

1. 基本理念	14
2. 施策の方向性(基本目標)	15
3. 施策の体系	16

第 4 章 施 策 ・ 事 業 の 展 開

1. と も に 支 え 合 う 意 識 の 醸 成	17
(1) お互いの理解促進	17
(2) 福祉教育の充実	18
(3) 地域活動・ボランティア活動の支援	18
(4) 人権・権利擁護の推進	19

2.	生活支援サービスの充実	20
	(1) 在宅福祉サービスの充実	20
	(2) 施設サービスの充実	21
	(3) 保健・医療サービスの充実	22
3.	療育・教育体制の充実	23
	(1) 療育・相談体制の充実	23
	(2) 学校教育の充実	24
	(3) 発達障害のある人への支援	25
4.	障害者の自立と社会参加の促進	26
	(1) 地域生活移行の推進	26
	(2) 雇用環境の改善に向けた啓発	28
	(3) 就労の場の確保	28
	(4) 就労移行支援の推進	29
	(5) 就労定着支援の推進	29
	(6) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進	29
5.	コミュニケーション環境の整備	31
	(1) 情報提供・相談体制の充実	31
	(2) コミュニケーション手段の確保	31
6.	暮らしやすいまちづくりの推進	32
	(1) 住環境の整備	32
	(2) 福祉のまちづくりの推進	33
	(3) 移動支援の充実	33
	(4) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実	34
7.	本計画とSDGsの対応	35

第5章 計画の推進

1.	推進体制	36
	(1) 実施計画	36
	(2) 計画の分析・評価・見直し	36

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

国においては、障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障害者の定義等の見直しや全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。平成24年10月には、障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」を施行し、平成25年4月には、障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）」が施行となりました。定期的に見直しを行い、改正を行っています。

本町では、平成19年3月に「みなかみ町障害者計画」を策定し、平成24年3月に「みなかみ町第2期障害者計画」を、平成27年3月に「みなかみ町第3期障害者計画」を、平成30年3月に「みなかみ町第4期障害者計画」を策定しました。この計画は、本町における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向けて策定したものです。

本計画は、第4期障害者計画策定後の障害者を取り巻く状況の変化を踏まえ、更なる障害福祉の充実に向けて障害者基本法に基づく「みなかみ町第5期障害者計画」を策定するものです。

2. 計画の性格・位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、障害者福祉の向上を目指し、障害者施策の目標と具体的方策を明らかにするとともに、障害者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。また、保健・医療、福祉、教育など、障害者に直接対応する分野は勿論のこと、障害者雇用における民間企業、バリアフリーを目指す建設関係等に携わる人々の共通理解を促進するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、策定が義務づけられている市町村障害者計画です。国及び群馬県の障害者計画を踏まえ、本町の障害者の総合的な施策を推進するための行政運営並びに障害者施策に関わる団体等の取り組みの指針となる計画として位置づけられます。

3. 計画策定にあたって

「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する事を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。」このように、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第1条の2に基本理念が規定されています。

また、第2条の市町村等の責務において、「障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう～～必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。」とされています。

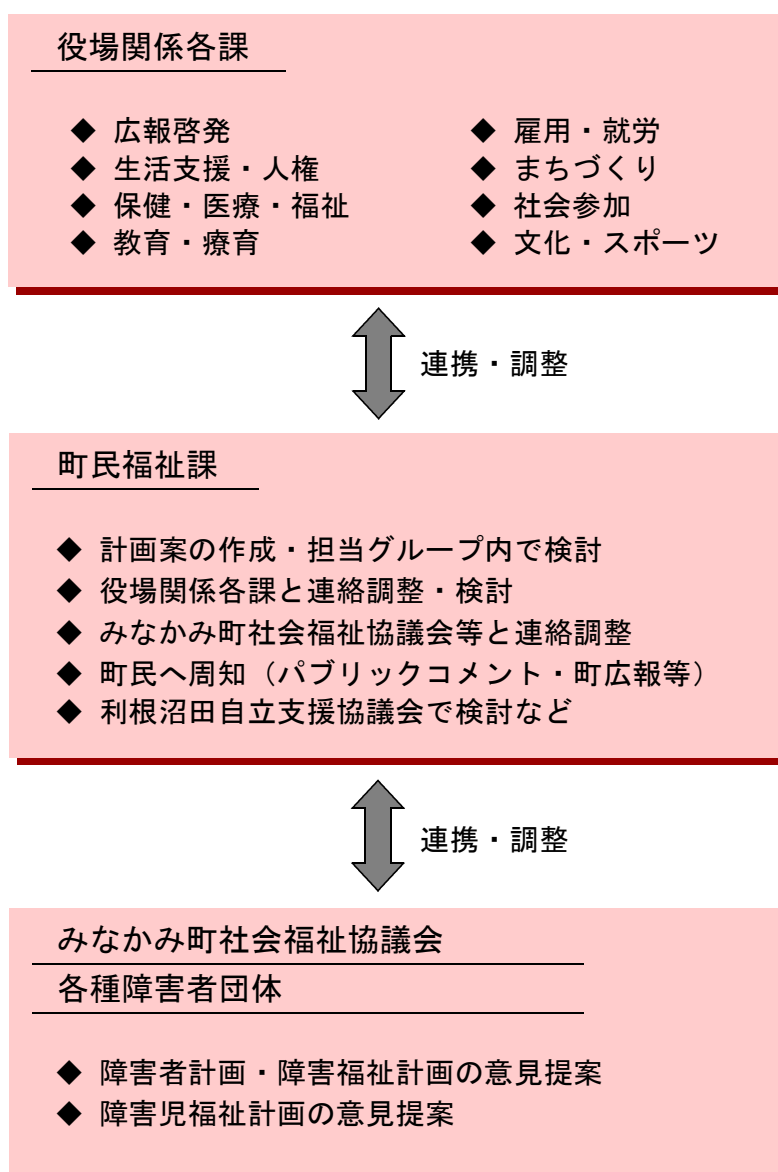
本町においても障害者及び障害児が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、より一層の障害福祉施策を推進していきます。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、下図のとおり役場関係各課と連携し、策定を行うとともに、みなかみ町社会福祉協議会等から意見を聴取して本計画を策定しました。

また、計画案をパブリックコメントにより町民から意見を聴取し、計画に反映させるとともに、計画内容等について町広報やホームページにて町民へ周知しました。

● 計画の策定体制



5. 計画期間

本計画及び関連する計画の計画期間は、以下のとおりです。

	平成 30 年度	平成31 (令和元) 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
みなかみ町	みなかみ町 障害者計画 (第4期) ＜平成30～令和2年度＞			みなかみ町 障害者計画 (第5期) ＜令和3～5年度＞		
	みなかみ町 障害福祉計画 (第5期) 障害児福祉計画 (第1期) ＜平成30～令和2年度＞			みなかみ町 障害福祉計画 (第6期) 障害児福祉計画 (第2期) ＜令和3～5年度＞		
群馬県	群馬県障害者計画・ 障害福祉計画第5期 バリアフリーぐんま 障害者プラン7 ＜平成30～令和2年度＞			群馬県障害者計画・ 障害福祉計画第6期 バリアフリーぐんま 障害者プラン8 ＜令和3～5年度＞		
国	新障害者基本計画 ＜平成25～34年度＞					
	重点施策実施5か年計画 ＜平成30～令和4年度＞					

第2章 みなかみ町における 障害児者を取り巻く現状

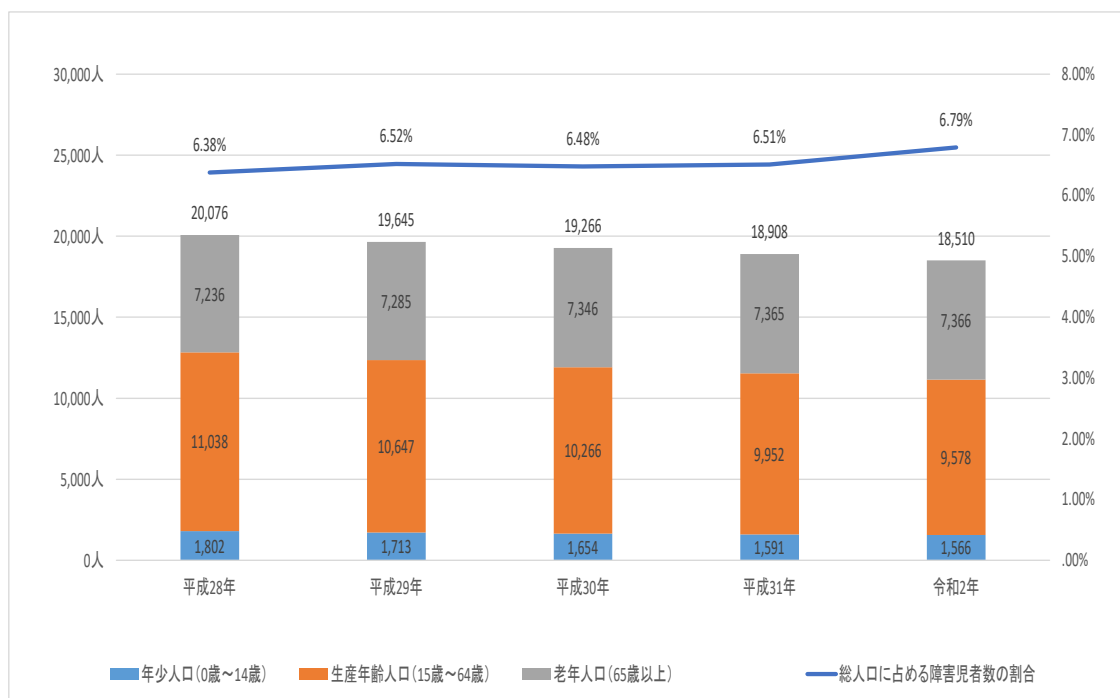
1. 人口の推移

(1) 人口の推移

人口の推移をみると総人口は、毎年400人前後減少しています。年少人口及び生産年齢人口は、減少しているのに対し、老年人口は、増加しています。

総人口に占める障害児者数の割合は、平成28年には6.38%でしたが、年々増加傾向にあり、令和2年には6.79%となっています。

単位：人（各年3月31日現在）



単位：人（各年3月31日現在）

内 訳	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
年少人口（0歳～14歳）	1,802	1,713	1,654	1,591	1,566
生産年齢人口（15歳～64歳）	11,038	10,647	10,266	9,952	9,578
老年人口（65歳以上）	7,236	7,285	7,346	7,365	7,366
総人口	20,076	19,645	19,266	18,908	18,510
総人口に占める障害児者数の割合	6.38%	6.52%	6.48%	6.51%	6.79%

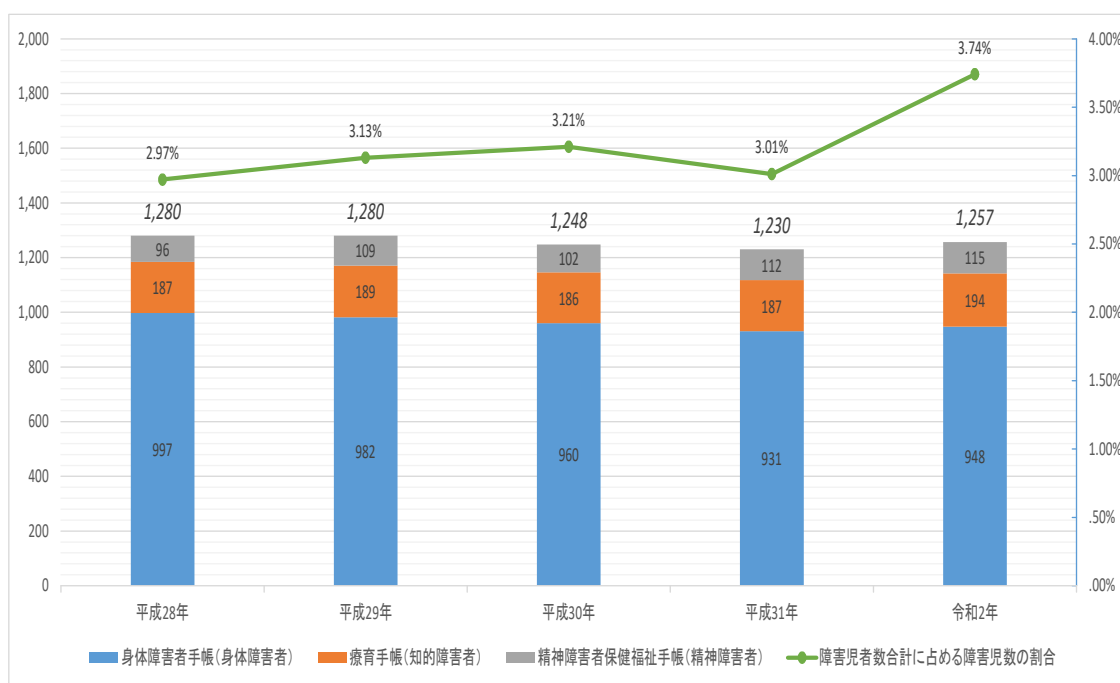
資料：みなかみ町

2. 障害児者の状況

(1) 障害児者数の推移

障害児者数の推移をみると身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数は平成28年の1,280人から令和2年には1,257人と23人の減少となっています。身体障害者手帳の交付数は平成28年に比べ49人の減少、療育手帳の交付数は7人の増加、精神障害者保健福祉手帳の交付数は19人の増加となっています。障害児数は平成28年以降37～47人おり、障害児者数に占める割合は約2.97～3.74%で推移しています。

単位：人（各年3月31日現在）



単位：人（各年3月31日現在）

内 訳	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳（身体障害者）	997	982	960	931	948
療育手帳（知的障害者）	187	189	186	187	194
精神障害者保健福祉手帳（精神障害者）	96	109	102	112	115
障害児者数合計	1,280	1,280	1,248	1,230	1,257
うち障害児数	38	40	40	37	47
障害児者数合計に占める障害児数の割合	2.97%	3.13%	3.21%	3.01%	3.74%

資料：みなかみ町

(2) 障害別の状況

① 身体障害児者数の状況

◆ 障害の部位別状況

身体障害者手帳の交付数を主な障害の部位別にみると、ほぼ横ばいに推移していますが、肢体不自由は減少傾向で、聴覚障害が増加傾向にあります。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳（身体障害者）		997	982	960	931	948
内 訳	視覚障害	81	76	75	70	75
	聴覚・平衡機能障害	128	136	135	138	146
	音声・言語・そしゃく機能障害	12	12	12	11	10
	肢体不自由	507	483	475	462	452
	内部障害	269	275	263	250	265

資料：みなかみ町

◆ 身体障害者手帳の等級別状況

身体障害者手帳の等級内訳をみると、1級が最も多く、全体の3割以上を占めています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
身体障害者手帳（身体障害者）		997	982	960	931	948
内 訳	1 級	315	306	299	293	305
	2 級	164	155	157	152	156
	3 級	122	122	114	115	110
	4 級	252	256	247	231	238
	5 級	76	72	68	63	61
	6 級	68	71	75	77	78

資料：みなかみ町

◆ 年齢構成別

単位：人（各年3月31日現在）

		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳（身体障害者）		7	990	8	974	7	953	7	924	7	941
内 訳	1 級	3	312	4	302	3	296	2	291	2	303
	2 級	2	162	3	152	3	154	3	149	3	153
	3 級	2	120	1	121	1	113	1	114	2	108
	4 級	0	252	0	256	0	247	0	231	0	238
	5 級	0	76	0	72	0	68	0	63	0	61
	6 級	0	68	0	71	0	75	1	76	0	78

資料：みなかみ町

② 知的障害児者数の状況

◆ 療育手帳の等級別状況

療育手帳の交付数を等級別にみると、重度、中軽度共に増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
療育手帳（知的障害者）		187	189	186	187	194
内 訳	重 度	50	51	53	52	54
	中軽度	137	138	133	135	140

資料：みなかみ町

◆ 年齢構成別

療育手帳の交付者の年齢構成をみると、18歳以上の割合が微増している。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
療育手帳（知的障害者）		187	189	186	187	194
内 訳	18歳未満	30	31	29	24	29
	18歳以上	157	158	157	163	165

資料：みなかみ町

③ 精神障害者数の状況

◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付数は、年々増加しています。

単位：人（各年3月31日現在）

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
精神障害者保健福祉手帳 （精神障害者）		96	109	102	112	115

資料：みなかみ町

(3) 障害児の就学状況

◆ 小学校・中学校における支援学級の在籍状況

小学校における特別支援学級の在籍者は増加しています。割合は在籍児童数の2～4%になっています。

中学校における特別支援学級の在籍者の割合は小学校より少なくなっています。

単位：人（各年4月1日現在）

		平成30年	平成31年	令和2年
小学校（6校）	在籍児童数	655	626	615
	特別支援学級在籍児童数	18	18	22
中学校（4校）	在籍生徒数	380	361	354
	特別支援学級在籍生徒数	10	7	7

資料：みなかみ町

◆ 特別支援学校の在籍状況

平成30年から令和2年の特別支援学校における在籍状況は、以下のとおりです。

単位：人（各年4月1日現在）

		平成30年	平成31年	令和2年
特別支援学校	小学部	6	6	7
	中学部	5	4	5

資料：みなかみ町

3. サービスの支給決定状況

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
訪 問 系	身体介護	利用決定数/月	人	0	0	1	1
		利用決定量/月	時間	0	0	14	14
	家事援助	利用決定数/月	人	7	8	14	13
		利用決定量/月	時間	111	116	185	166
	通院等介助 (身体介護を伴う)	利用決定数/月	人	15	13	14	14
		利用決定量/月	時間	149	123	135	148
	通院等介助 (身体介護を伴わない)	利用決定数/月	人	5	7	6	6
		利用決定量/月	時間	61	77	69	74
	通院等乗降介助	利用決定数/月	人	6	5	5	3
		利用決定量/月	回	58	52	52	32
	同行援護 (身体介護を伴う)	利用決定数/月	人	16	12	19	18
		利用決定量/月	時間	221	146	247	222
	同行援護 (身体介護を伴わない)	利用決定数/月	人	5	7	令和元年より身体介護の区別なし	
		利用決定量/月	時間	76	106		
	重度訪問介護	利用決定数/月	人	0	0	0	0
		利用決定量/月	時間	0	0	0	0
行動援護	利用決定数/月	人	0	0	0	0	
	利用決定量/月	時間	0	0	0	0	
重度包括支援	利用決定数/月	人	0	0	0	0	
	利用決定量/月	時間	0	0	0	0	

資料：みなかみ町

日中活動系サービスの支給決定状況

各年10月時点

			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
日 中 活 動 系	生活介護	人	50	51	53	51
	自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人	5	6	6	5
	就労移行支援	人	2	1	2	3
	就労継続支援（A型）	人	1	3	2	2
	就労継続支援（B型）	人	47	46	47	48
	就労定着支援	人	—	0	4	2
	療養介護	人	5	5	5	4
	短期入所	人	22	26	28	29

資料：みなかみ町

居住系サービスの支給決定状況

各年10月時点

			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
居住系	自立生活援助	人	—	0	0	0
	共同生活援助	人	27	28	31	34
	共同生活介護	人	0	0	0	0
	施設入所支援	人	38	39	38	38
	宿泊型自立訓練	人	5	4	1	0

資料：みなかみ町

その他サービスの支給決定状況

各年10月時点

			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
相談支援	計画相談支援	人	25	22	23	28
	地域移行支援	人	0	0	0	1
	地域定着支援	人	0	0	0	0

資料：みなかみ町

2) 障害児福祉サービス

通所系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障害児通所系	児童発達支援	利用決定数/月	人	7	8	7	12
		利用決定量/月	人日	105	178	153	276
	放課後等デイサービス	利用決定数/月	人	23	23	19	23
		利用決定量/月	人日	549	541	437	529
	保育所等訪問支援	利用決定数/月	人	2	2	0	3
		利用決定量/月	人日	4	4	0	3
	医療型児童発達支援	利用決定数/月	人	0	0	0	0
		利用決定量/月	人日	0	0	0	0
障害児相談支援	利用決定数/月	人	2	5	2	8	

資料：みなかみ町

入所系サービスの支給決定状況

各年10月時点

				平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
入所系	福祉型児童入所施設	利用決定数/月	人	1	1	2	2
	医療型児童入所施設	利用決定数/月	人	0	0	0	0

資料：みなかみ町

第3章 基本構想

1. 基本理念

これまでの「みなかみ町第4期障害者計画」の基本理念を引き継ぐことを基本とします。本計画では、以下のような社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- ◆ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- ◆ 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことのできる社会
- ◆ 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会

「障害者の人権、価値、尊厳性は他の人と同じであり、障害を持つ人も持たない人も平等に生きる社会こそ自然な社会である」というノーマライゼーションの思想の普及と啓発や「ライフステージのすべての段階において、障害を持つがゆえに、人間的な生活条件から疎外されている人の全人間的復権を目指し、身体的、精神的、社会的に最も適した状態に機能を回復するための支援を行う」というリハビリテーションの促進は、今後も引き続き継承していくべき考え方であり、本計画においてもノーマライゼーションの理念推進とリハビリテーションの促進を基調として、社会にある様々な障壁を取り除き、障害者が住み慣れた地域で自立して生活できる共生社会の実現を目指していきます。

こうした社会の実現に向けて、本町では「人」と「人のつながり」を大切にし住民との協働に基づいて、みなかみ町らしい障害者施策の充実を目指していきます。

2. 施策の方向性(基本目標)

基本理念の実現に向けて、本計画においては、以下の6項目を基本目標に設定し、計画推進に向けて取り組んでいきます。

1 ともに支え合う意識の醸成

- お互いの理解促進
- 福祉教育の充実
- 地域活動・ボランティア活動の支援
- 人権・権利擁護の推進

2 生活支援サービスの充実

- 在宅福祉サービスの充実
- 施設サービスの充実
- 保健・医療サービスの充実

3 療育・教育体制の充実

- 療育・相談体制の充実
- 学校教育の充実
- 発達障害のある人への支援

4 障害者の自立と社会参加の促進

- 地域生活移行の推進
- 雇用環境の改善に向けた啓発
- 就労の場の確保
- 就労移行支援の推進
- 就労定着支援の推進
- 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

5 コミュニケーション環境の整備

- 情報提供・相談体制の充実
- コミュニケーション手段の確保

6 暮らしやすいまちづくりの推進

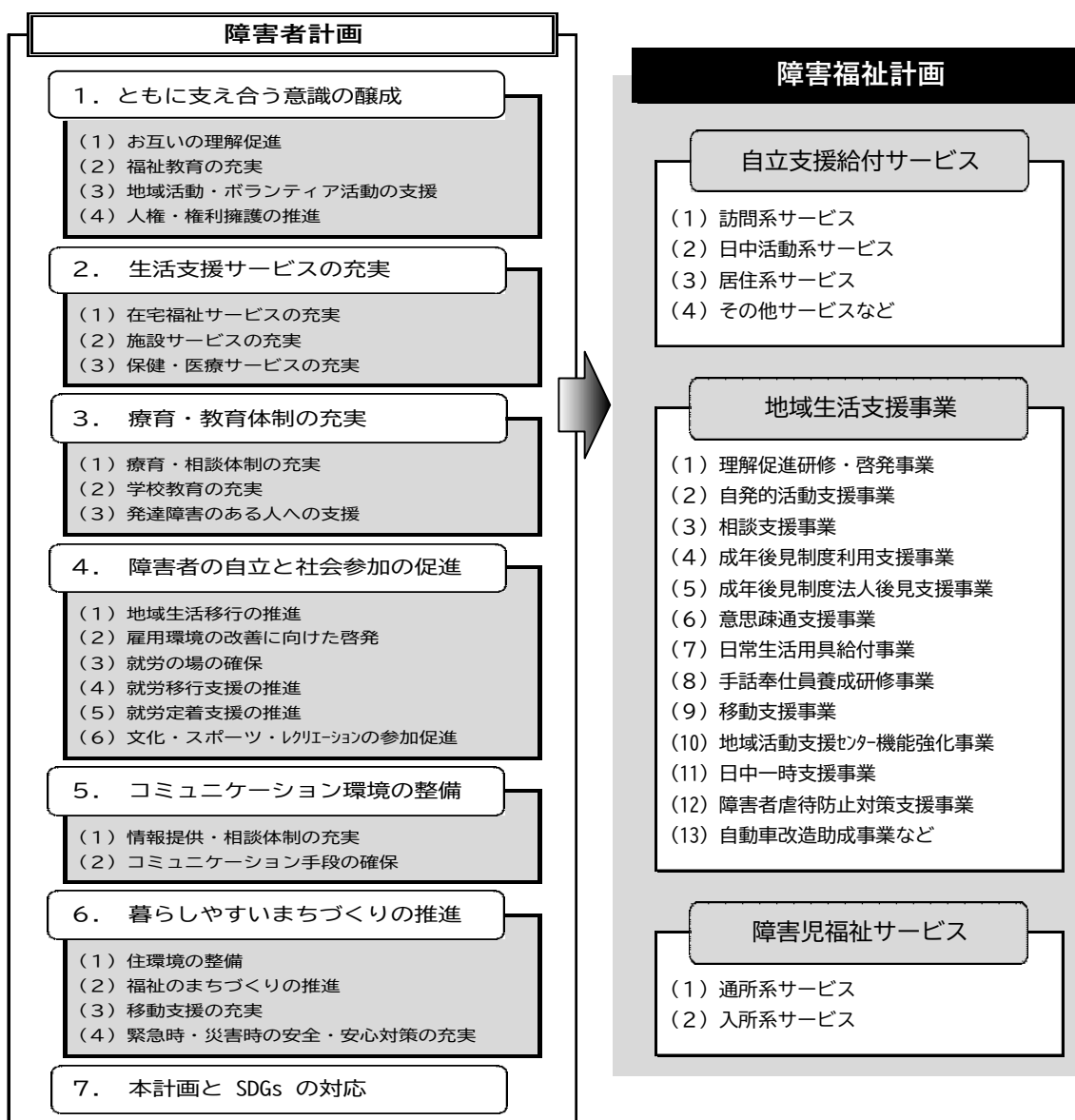
- 住環境の整備
- 福祉のまちづくりの推進
- 移動支援の充実
- 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

7 本計画とSDGsの対応

3. 施策の体系

【基本理念】

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできる共生社会
- 障害者の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害者の主体的な選択が尊重され、障害者が自分らしく自立して生活していくことができる社会
- 障害者を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる社会



第4章 施策・事業の展開

1. とともに支え合う意識の醸成

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

(1) お互いの理解の促進

障害のある人もない人も互いに、一人ひとりの人間として尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる社会を目指します。

① 社会参加の促進

障害者団体などによる自主的な活動への支援や地域住民との交流機会の充実を図り、障害者の社会参加を促します。

② ヘルプマークの普及・啓発

内部障害や難病、義足や人工関節を使用している方など、障害があることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」の普及・啓発に努めます。

③ 障害者手帳の認定、手帳交付の普及

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、この手帳を持っていないと障害福祉サービス等が受けられない場合もあるため、手帳交付と制度周知を図ります。

(2) 福祉教育の充実

障害者及び障害への認識と理解を促進するためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障害者及び障害への理解を深める教育を積極的に推進します。

① 学校教育の推進

小・中学校の通常学級と特別支援学級の交流や共同学習を推進します。

人権教育の推進

障害の知識と理解を深め、人権感覚を育てるための教育を推進します。また、すべての偏見と差別をなくすため、「心のバリアフリー研修」等の研修を行います。

(3) 地域活動・ボランティア活動の支援

地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、いつでも、どこでも気軽に、自然に助け合う社会の形成を目指します。

① 地域ぐるみの福祉の推進

障害者が住み慣れた地域で、安心した生活が営めるよう、みなかみ町社会福祉協議会等と連携して支援の活性化を図ります。

② 民生委員・児童委員、保健師等との連携

障害者への日常的な援助や相談を行う民生委員・児童委員や保健師等との連携を強化し、必要な情報提供や支援を行います。

③ ボランティアの育成

自主的にボランティア活動を行っている人たちの登録やボランティア活動に参加してみたい人たちへの啓発に努めて、ボランティアの充実を図れるよう、みなかみ町社会福祉協議会等の活動を支援します。

④ ボランティア活動の推進

町民だれもが気軽にボランティア活動に参加できるよう、みなかみ町社会福祉協議会のボランティアセンター機能を支援するとともに、町広報等を通して情報を提供します。

(4) 人権・権利擁護の推進

保護者の高齢化等に伴い利用者が予想されることから、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の防止・支援体制の整備を推進します。

① 人権・権利擁護の周知

判断能力が不十分な方の財産保全や契約の援助等を行なう後見人を裁判所が選任する成年後見制度、金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、広報活動等により制度の周知を図ります。

② 虐待防止に向けた連携協力体制の整備

障害者虐待の未然防止や早期発見、早期対応と適切な支援を行うため、地域自立支援協議会等と連携し、地域における関係機関等との協力・支援体制の整備を進めます。また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応をとるため、障害者虐待防止センターとの連携協力を推進します。

2. 生活支援サービスの充実

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業及びその他の必要な支援を総合的に行います。

障害者が一人の生活者として、自らの生活を自らの意志で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障害者ができる限り主体的に自立生活するための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的の充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた取り組みを推進します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

障害者が地域で生活できるよう、ニーズに応じた在宅サービスの充実に努めます。

① 自立支援のためのサービスの充実

障害のある人の地域生活支援のため、適切なケアマネジメントや各種相談を受け付ける相談窓口の充実を図ります。また、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、同行援護等のサービス提供を実施します。

② 日中活動の充実

障害のある人の日中活動の場となる各障害福祉サービス事業所等（生活介護、就労支援、自立訓練等）に加え、日中一時支援事業の充実を図ります。

障害のある子ども及びその家族を支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の充実を図ります。

③ 重度障害者の支援

介護給付の重度訪問介護や重度障害者に対して重度障害者等包括支援等を実施し、障害福祉サービスの充実を図ります。

④ 地域生活支援拠点等の機能充実

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後に対応するため、令和2年度に設置された地域生活支援拠点等について、機能の充実を図ります。

(2) 施設サービスの充実

ノーマライゼーション社会の実現のための方策の一つとして、施設での生活から地域生活への移行を目指します。

① 入所施設体制の整備

新たな入所施設の整備は難しい状況ですが、真に入所施設における支援を必要とする障害のある人に対応できる体制整備に努めます。

② 地域生活への移行推進

入所施設から地域生活への移行を推進するための支援を行います。

③ 精神障害者の支援

長期入院精神障害者の地域移行をすすめるため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

(3) 保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図り、出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため健康診査等の推進、障害の早期発見及び障害に対する適切な医療を提供し、障害者に対する適切な保健サービスを提供します。

① 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦の健康診査、保健指導及び健康教育、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査、保健指導等を適切に実施します。健康診査等で発見された障害の疑いのある乳幼児に対し、精密検査の勧奨や療育サービスの紹介等を適切に行います。

② 適切な保健・医療サービスの提供

自立支援医療等の公費負担制度の普及、町等が実施する保健サービス制度の広報と普及を図り、障害者の保健・医療サービスの活用を促進します。

③ 保健サービスの充実

障害者の健康の保持・増進、精神疾患等に対する保健サービスについて、福祉サービスとの連携を踏まえたサービスの提供体制を検討し、充実を図ります。

④ 障害に対する医療の充実

医療機関、保健師及びホームヘルパー等の関係者と連携を密にして在宅でねたきりの障害者や在宅療養者等に対する往診、訪問看護及び訪問介護の充実を図ります。

⑤ 精神保健福祉施策の推進

精神障害者が退院後に安心して生活ができるよう福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備を図ります。精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるように医療機関等と連携を図り、個人の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。

また、利根沼田地域の自殺率が高い状況であることから県及び関係団体等と連携し、自殺予防対策の推進に努めます。

3. 療育・教育体制の充実

障害児の発達レベル、障害の状態は多種多様であり、子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そして、これら子どもたち一人ひとりの多様なニーズに適切に応えられる療育・教育を継続して提供していくことが求められています。

障害児一人ひとりが、障害の程度に応じた学習の機会を確保できるよう推進します。また、発達障害など療育・教育に特別なニーズのある児童についても適切な対応の充実に努めます。

(1) 療育・相談体制の充実

保健、医療、福祉及び教育等の関係分野が連携し、障害の程度や種類、家庭の状況に応じて、適切な療育・教育が確保されるよう努めます。

① 療育体制の充実

幼児の子育てに関する悩みや不安に対し、早期に対応するとともに、診療、相談及び指導體制の充実に努めます。障害の発見から適切な治療や療育、教育支援及び就労等へと一貫した支援に結びつくよう支援ファイルを活用し、適切な相談支援に努めます。

② 障害児保育等の充実

障害児が早い段階から集団生活に慣れ、障害を持たない幼児との交流を促進し障害児を受け入れるこども園の職員の資質向上や職員増員を検討します。また、特別支援学校や特別支援学級へのスムーズな移行を図るため、こども園との連携を強化します。

③ 障害児支援の充実

児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援及び障害児相談支援の充実に努めます。

(2) 学校教育の充実

特別支援学級において、保健・福祉の関係機関との連携を図り、障害児一人ひとりの特性、発達段階に応じた適切な教育の推進を図ります。また、卒業後においては、進路選択を円滑にするため、障害児の適正把握に努めるとともに学校選択の指導等による適正就学の推進を図ります。

① 学校教育の充実

障害児一人ひとりの状況を把握するとともに、本人及び保護者の意見も尊重しながら適正な教育・指導を図ります。

② 教育相談の整備

小・中学校及び特別支援学校において、きめ細かい教育相談に応えられるための体制整備を図ります。

③ 専門家による相談の実施

障害児への指導方法について、学校の担当職員に対して専門家による相談を行い、適切な教育が行えるよう努めます。

④ 専門家による講演会の実施

学校の教職員に対して専門家による講演会を実施し、障害児に対する対応や理解の促進を図ります。

⑤ 学校における福祉教育

小・中学校等の教育では、人権尊重の精神に基づき、福祉のこころを育て、福祉を実践する力を養い、こころ豊かな人格形成を図るための福祉教育を推進します。

⑥ 就労に向けての連携強化

学校教育を修了した後や施設を退所した後、地域でスムーズに就労できるように就労移行支援・就労継続支援事業者や障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、障害児本人の希望に沿った適切な職業に就けるよう支援します。

(3) 発達障害のある人への支援

発達障害を乳幼児期の早期に発見し、発達段階に応じた支援を行います。また、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行えるよう体制を整えます。

大人になってから発達障害であることが判明し、問題を抱える方の相談体制を整えます。

① 発達障害の理解促進

研修会や講演会を通じ、発達障害についての正しい知識の普及を図ります。

② 相談支援体制の充実

発達障害のある方、その家族からの相談に応じられる体制を整備します。

4. 障害者の自立と社会参加の促進

障害者の自立と社会参加を促すには、多方面の支援が必要になります。施設や病院から地域生活に移行するためには、地域移行や地域定着などの相談支援体制の充実が必要です。また、障害者の雇用・就労については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び法に基づく「障害者雇用対策基本方針」に基づき、職業を通じての社会参加を進めていけるよう、各般の施策を推進しています。障害の状況に応じた支援の方法や職業指導、職業訓練、職業紹介、職場定着を含めた就職後のきめ細かい支援を実施していくことが重要です。関係機関と連携の上、取り組んでいきます。また、障害者一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じたスポーツ・レクリエーションや文化活動への参加を促進します。

(1) 地域生活移行の推進

施設・精神科病院から退所・退院の際に、安定した地域生活が送れるよう支援体制の充実を図ります。

① 地域生活移行に向けた支援

施設・精神科病院から退所・退院の際に、安定した地域生活が送れるよう、施設、病院、行政及び地域等が連携して支援する体制を整備します。

② 相談支援の充実

地域での生活を支援するため、相談・情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う相談支援事業の充実を促進します。

③ グループホーム等の新設

入所・入院している障害者が地域生活へ移行するためには、住居の確保が必要不可欠です。また、在宅で暮らす障害者も親の高齢化等により、住み慣れた地域で暮らせなくなることが考えられます。圏域での整備状況等を踏まえ、障害者の重度化・高齢化に対応するためのグループホーム等の整備を促進します。

④ 指定相談支援事業の整備

サービス利用者すべてのサービス利用計画を作成し、集中的なケアマネジメントやモニタリング、生活支援サービスを円滑に提供できるよう相談や情報提供を行う特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の実施機関の充実を図るとともに行政と相談支援事業者の役割分担を明確にし、総合的な相談支援体制の整備を促進します。また地域の相談支援を重層的に支援できる仕組みとするため、基幹相談支援センターの機能強化を推進します。

⑤ 地域自立支援協議会の充実

圏域で設置している地域自立支援協議会において、地域の課題を把握し、情報を共有することで広域的な課題解決に向けて取り組み、地域のサービス基盤の整備を促進します。

⑥ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年度に圏域において設置されています。今後はその機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討していきます。

⑦ 地域共生社会の実現に向けて

少子化、高齢化、人口減少などにより、家族機能の低下が進むなか、個人や世帯、地域の抱える課題はより複合化・複雑化しています。複合化・複雑化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が必要になっています。

令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の構築、子どもから高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、子ども・子育て支援事業から、介護保険事業や障害福祉サービス、生活困窮者支援事業をワンストップで対応できる重層的な組織、拠点の整備を図っていきます。

今後、限られた資源のなかでの実現に向け、国や県で進めているDX（デジタルトランスフォーメーション）※の活用、推進を検討していきます。

※DX（Digital transformation）

高速インターネットやクラウドサービス、AI（人工知能）などのICT（情報技術）によって地域社会や生活の質を高めていくこと。

(2) 雇用環境の改善に向けた啓発

公共職業安定所等と連携して障害者の雇用を促進するとともに、障害者の雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

① 障害者の雇用促進

障害者の雇用を促進するため、障害者雇用制度の啓発・普及を図ります。

② 障害特性に配慮した雇用環境の整備

障害者が長期間安定して就労するために障害者の能力や適性を活かし、いきいきと働くことができるよう、障害の知識や理解のための啓発活動を実施し、就業時の条件整備を図ります。

③ 雇用促進に向けた制度の促進

就労援助者が障害者の職場に向向いて仕事を共にするジョブコーチ制度等の支援策を活用し、障害者雇用の促進を図ります。

(3) 就労の場の確保

公共職業安定所等と連携して障害者の就労の場の確保を推進します。

① 障害者にやさしい職場の確保

職場での障害者の理解を図り、障害のため就労が困難な人への働く場を確保し障害に配慮した適切な就労の場の確保に努めます。

② 関係機関の連携による就労支援体制の整備

地域自立支援協議会を活用し、就労支援の関係者によるネットワークを構築し障害者が必要なときに適切な就労支援を受けられる体制を整備します。

また、障害者就業・生活支援センターと連携し、求職・職場定着・生活相談により職業生活の自立を支援します。

③ 就労継続支援の推進

就労の場の提供及び就労に必要な知識や能力向上のため、就労継続支援の整備を推進します。

(4) 就労移行支援の推進

障害者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように福祉的就労の場である就労移行支援等での訓練を推進します。

① 就労の支援

就労を希望する障害者が就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練等を受ける就労移行支援を推進します。

② 一般就労への移行

就労移行支援での訓練後は、公共職業安定所を中心とする労働関係機関等との連携を図り、就労移行を促進します。

(5) 就労定着支援の推進

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労定着を支援します。

① 就労定着の支援

一般就労に移行した障害者の就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている障害者を支援し、就労の定着を推進します。

(6) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進

障害者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動は、社会参加だけでなく、感覚訓練や機能訓練にも寄与しており、スポーツ・レクリエーション及び文化活動の参加を推進します。

① 公共施設的环境整備

スポーツ施設は、障害者が利用しやすいようバリアフリー化を図り、スポーツに親しむ環境整備に努めます。

町立公民館にエレベーターを設置し、障害のある方の利用を促進します。

② スポーツ・レクリエーションの充実

各種障害者スポーツ・レクリエーションを支援するとともに、あらゆる分野の活動に障害者が参加できる体制整備に努めます。

③ 社会参加・余暇活動に関する情報の提供

多様な社会参加を支援するため、障害者の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報提供に努めます。

5. コミュニケーション環境の整備

視覚・聴覚障害者は、情報の収集利用に大きなハンディキャップがあります。必要な情報を家庭など身近なところでの確かつ十分に収集でき、円滑にコミュニケーションができるサービスが必要です。また、サービスの利用については、障害者やその家族が適切なサービス選択・決定等が可能となるよう情報提供に努めます。

(1) 情報提供・相談体制の充実

視覚・聴覚障害者や知的障害者の人は、その障害の特性から保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への相談や情報の入手等が課題となっています。視覚・聴覚障害者及び知的障害者への情報提供の充実を図ります。

① 福祉サービス等の情報提供の充実

障害者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう福祉サービス等に関するパンフレットの配布、町広報及び町ホームページへの掲載、サービス事業所等関連機関への周知等を通じて広報活動の充実を図ります。また、重度障害等でサービス情報が得られない方については、必要に応じて相談員が訪問等によりサービス情報を提供します。

② 職員の専門性の確保

障害関連に携わる町の職員については、適切に業務が推進できるよう研修等を通じ専門性の確保に努めます。

(2) コミュニケーション手段の確保

視覚、言語機能、音声機能及びその他の障害により、意思疎通を図ることが難しい人に対して、コミュニケーション手段である手話通訳派遣等の整備に取り組みます。

① 聴覚障害者に対する支援

医療機関の受診や催し物等に必要な手話通訳者・要約筆記者の派遣を支援します。

② 視覚障害者に対する支援

点字や福祉用具の活用によるコミュニケーション手段の整備を推進します。

6. 暮らしやすいまちづくりの推進

建築物、道路及び交通機関等における物理的な障壁を除去することは、障害者の自立と社会参加を促進するための基礎的な条件です。生活環境面の改善は行政、民間事業者及び町民が一体となって推進し、施設・設備の整備については、誰もが快適で生活しやすいように努めます。

障害者が安心して地域で生活できるよう、障害者の日常生活に適する在宅の整備を促進するとともに、障害者に配慮した防災対策を充実する必要があります。

すべての町民にとって暮らしやすいまちづくりは、ノーマライゼーション理念を具現化するための根幹をなす施策と位置づけ取り組みます。

(1) 住環境の整備

障害者が地域の中で安心して生活できるように障害者の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

① 住宅改修・改造に対する周知

障害者が住みなれた住居で快適に継続して生活が送れるよう重度の身体障害者の住宅改修・改造の助成制度の周知等を図り、必要な住宅改修・改造を促進します。

② 住宅改修・改造の相談機能の充実

建築士や理学療法士等との連携を深め、住宅改修・改造について相談機能の充実に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

障害者が健康で生きがいを持って生活していくために外出の機会を増やすことは重要です。障害者が安心して行きたい所へスムーズに外出できるように公共交通機関、道路及び建築物等のバリアフリー化の整備に加えて、町民の理解と協力を推進します。

① 地域づくりの推進

困っている人、援助が必要な人を見かけたら、気軽に声をかけられる地域を目指します。地域での助け合いを推進します。

② 障害者に配慮したまちづくり

公共施設の整備等の際には、障害者から意見を聞くなど、障害者の視点に立ったまちづくりを推進します。

③ 道路環境の整備

歩道の整備、段差・勾配の解消、障害物の除去等による道路のバリアフリー化を推進するとともに、視覚障害者用ブロックの敷設、標識の大型化、視覚障害者用付加信号機の設置促進等、障害者の移動に配慮した道路環境整備に努めます。

④ 交通安全の推進

運転者が交通弱者に対する配慮ある運転を身につけ、交通マナーを遵守するよう意識啓発に努めます。

(3) 移動支援の充実

外出が困難な障害者を対象にした外出時の支援等の充実を図ります。

① 利用者の負担軽減

重度の身体障害者を対象にタクシー券の交付や介護用車両を購入する費用を助成することで外出時の負担軽減を図り、障害者の外出について支援します。

② 移動支援事業の充実

屋外での移動が困難な障害者について、社会生活の必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動支援事業の充実を図ります。

(4) 緊急時・災害時の安全・安心対策の充実

障害者が安全・安心して暮らせる社会の実現のために、各種関連団体等との連携による緊急時・災害体制の確立を図ります。また、障害者の状況や特性等を把握し、その状態に応じた緊急時・災害対策が図られるよう支援体制の整備に努めます。

① 災害時の障害者支援施策の推進

災害時における障害者の避難援助の方策、避難場所の把握、避難確認の方法及び福祉避難所の開設等、総合的な支援施策を整備します。

② 避難誘導體制等の確立

地域ぐるみで安全確保を図るため、自主防災組織や行政・福祉団体等の協力のもと、避難誘導、情報伝達及び救助体制等の確立を図ります。

③ 防災情報システムの充実

聴覚障害者を対象とした災害時における情報提供をはじめ、障害者に対する広報体制の充実に努めます。

④ 防災意識の啓発

障害者を災害から守るため、防災意識の普及と啓発を図ります。

7. 本計画とSDGsの対応

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17の目標・169のターゲットが示されています。

みなかみ町は「第2次みなかみ町総合計画」の中で、「ユネスコエコパークの理念に基づく取り組みを通じて、SDGs達成への貢献を目指します。」と明記しています。

本計画は、障害のある人が住み慣れた地域で、自分らしく自立して生活していくことができる社会の実現につながるものとなるよう、SDGsの達成に資する取り組みとして推進していきます。

第5期障害者計画	SDGs	
1. ともに支え合う意識の醸成	人や国の不平等をなくそう	
	平和と公正をすべての人に	
2. 生活支援サービスの充実	すべての人に健康と福祉を	
3. 療育・教育体制の充実	質の高い教育をみんなに	
4. 障害者の自立と社会参加の促進	すべての人に健康と福祉を	
	働きがいも経済成長も	
	住み続けられるまちづくりを	
5. コミュニケーション環境の整備	すべての人に健康と福祉を	
6. 暮らしやすいまちづくりの推進	住み続けられるまちづくりを	
	気候変動に具体的な対策を	

第5章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 実施計画

本計画を基本計画と位置づけ、本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため具体的な施策の内容や目標等を定めた実施計画を策定します。

- 実施計画は、令和3年度を起点とし、3年間の計画とします。
- 実施計画のうち、障害福祉サービス等にかかる分野については、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とします。

(2) 計画の分析・評価・見直し

計画期間中は、計画に基づく施策・事業について分析・評価を行い、効果的かつ適切な施策・事業を推進するとともに、施策・事業の重点化を図るため、必要な見直しを図ります。

また、計画進捗状況を継続的に点検するとともに、障害者のニーズや社会経済状況等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。

みなかみ町
第5期障害者計画

令和3年3月

発行：みなかみ町

〒379-1393

群馬県利根郡みなかみ町後閑318

TEL 0278-62-2111 FAX 0278-62-2291

編集：みなかみ町 町民福祉課